

司法書士

---

**初級知識を最大限に活かす！  
2年目合格必勝法**

---

**LEC** れっく 東京リーガルマインド



0 001921 261549

SU26154



## 初級知識を最大限に活かす！ 2年目合格必勝法

担当 LEC 専任講師 赤松直哉

## 1 本試験の出題形式等

## (1) 出題形式

(午前択一式)

|      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 組合せ  | 3 4   | 3 4   | 3 3   | 3 5   | 3 5   |
| 単純正誤 | 1     | 1     | 2     | 0     | 0     |
| 個数算定 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

(午後択一式)

|      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 組合せ  | 3 4   | 3 5   | 3 5   | 3 5   | 3 5   |
| 単純正誤 | 1     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 個数算定 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

## (2) 正解率

Aランクは、ほぼ取っていく必要がある最終的には、この部分をどれだけ取れるかが勝負の分かれ目

## ■ 平均的正答率（大雑把な目安です）

|          |        |              |
|----------|--------|--------------|
| 100%～60% | Aランク問題 | 例年 24問前後／35問 |
| 59%～40%  | Bランク問題 | 例年 8問前後／35問  |
| 39%～0%   | Cランク問題 | 例年 3問前後／35問  |

## 2 これまでの学習経験を生かそう！

### (1) 1年目と2年目の違い（その1） 真の実力が付くのはこれから！

#### 1年目

1年目は目の前のことについていくのが精一杯

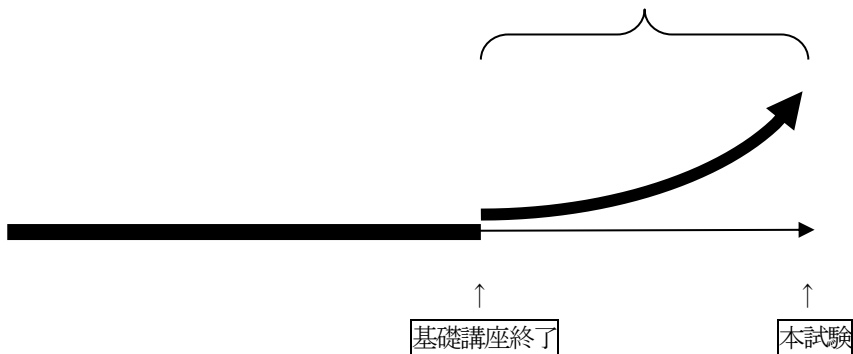


復習に専念できるのは基礎講座が終了してから



実はこの時期がもっとも「力が伸びる時期」

（一発合格者は、この時期をうまく過ごした人）

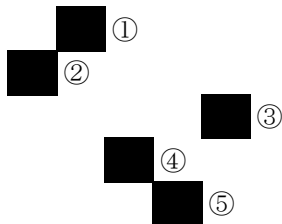


#### 2年目

2年目は上図の「力が伸びる時期」に初めから突入できるので、  
飛躍的な効果が期待できる

**(2) 1年目と2年目の違い（その2） 2年目はパズルを組み立てる時だ！****1年目**

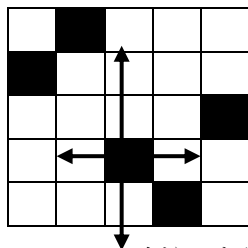
1年目 = 知識が断片的



例えるならば、1年目はジグソーパズルのピースを手に入れた段階

**2年目**

2年目 = 知識が横断的なものに作り上げられていく



例えるならば、2年目はパズルを組み立てて、絵を完成させていく段階

2年目はピースを組み合わせて、パズルを完成させるとき！

1年目と同じようにピースの収集段階で終わってしまってはダメ！

### ③ 学習戦略を立てる！

#### (1) 故野村克也監督の名言

- 「勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし」
- 勝ちにはどうして勝ったのかわからないという不思議な勝ちがあるが、負けには負けにつながる必然的な要因があって不思議な負けはないということ。
- 勝ちの要因には不確定要素が多いが、負けの要因は明確に分析しやすいとも言える。

#### ● この考え方は司法書士試験にも当てはまるのでは？

- 多くの人が②の発想ではなく、①の発想をするのではないのでしょうか？
  - ① どうすれば合格できるのだろうか
  - ② どうすれば合格できないのだろうか

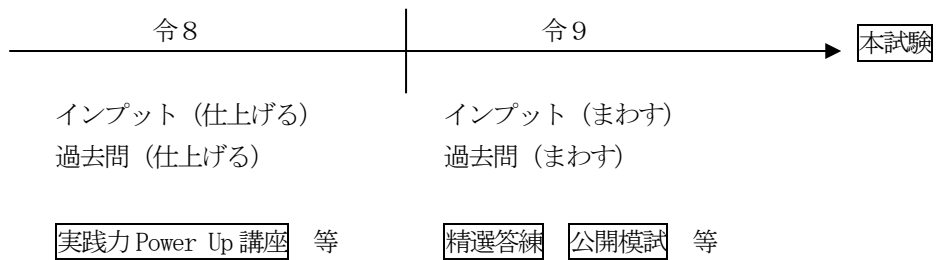
#### ● 答え

- ①の発想でいけば、「不思議な勝ち」があるわけですから、答えは無限大になる。  
応用論点を無限にやる、未出論点を無限にやる、改正論点を無限にやる、等々 …  
とにかく不確定要素を無限大につぶしていかなければならないことになる。
- ②の発想でいけば、「不思議な負け」はないわけですから、答えは単純明快になる。  
「基礎ができていない」、それだけです。

#### ● 実際に不合格となる理由は？

- ①②どちらでしょうか？
  - ① 基本問題を落としてしまった。
  - ② 応用問題を落としてしまった。

## (2) 大きな学習戦略



年内に取り組むべきこと

- ・インプットを仕上げる
- ・過去問を仕上げる



年明けは「年内」に仕上げたものをスピーディーに回す時期  
そのためには「年内」に土台作りが出来ていることが必要

**(3) 個々の学習戦略****① 目標を数値設定すること**

イ 今日がんばるぞ！ → ×

ロ 今日テキストを30ページ読むぞ！ → ○

イのように抽象的な目標立て → それが達成できたかどうか判断できない

ロのように数値で目標立て → それが達成できたかどうか判断できる

**② 「主要4科目」の「インプット」を、年内に完成させること**

(例) 8月から勉強を再開する場合、年内は約30日×5か月＝「150日」

主要4科目のテキストを日数で日割計算



1日あたりのページ数(多めの設定がお勧め)を決めて、スケジュールどおり進める

※ 予備日や予備週を設ける等の工夫も効果的

**③ 「主要4科目」の「過去問」を、年内に一通りマスターしておくこと**

(例) 勉強時間が比較的取れる人 → 過去20年間分程度(会社法は平成18年以降)

勉強時間があまり取れない人 → 過去10年間分程度



1日あたりのページ数(多めの設定がお勧め)を決めて、スケジュールどおり進める

※ 予備日や予備週を設ける等の工夫も効果的

**④ わからない論点**

→ ②③とも、わからない論点で考え込み過ぎず、付箋を付ける等して、スケジュールどおりにどんどん学習を進めていくこと

**⑤ 年明けは「過去問」を最大6回転・最小3回転を目標にがんばる**

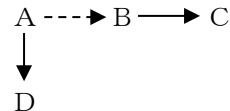
→ 並行してインプットも！



## 4 過去問活用法

(例) 27-5-ア

A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、AがDに対して甲建物を譲渡した場合には、Cは、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったときであっても、BからCへの所有権の移転の登記をしなければ、Dに対し、甲建物の所有権を主張することができない。



- ① 問題文のキーワードに下線を引く方法がおすすめ！
- ② 適宜、問題近辺に図を書き込んでおくのもよい
- ③ 以上のような書き込みがされていると2回目以降に回すときに、普通の問題として使えないのではないか？ という疑問もあるかもしれませんが、それでいいのです！  
過去問の2回目以降は「解く」のではなく、「論点を確認する！」のです！

過去問学習を通じて、次の2点を学ぶこと！

- ① 各肢の「キーワード」(又はポイント)はどこか？
- ② 各肢の「論点」(又は趣旨)は何か？

**5 知識の正確性**

(Aパターン) 誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア ○ … ?

イ × … ?

ウ × … 99%の自信で×

エ ○ … 99%の自信で○

オ ○ … ?

1 アエ    2 アオ    3 イウ    4 イオ    5 ウエ

(Bパターン) 誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア ○ … 50%位の自信で×だと思う

イ × … 60%位の自信で○だと思う

ウ × … 50%位の自信で×だと思う

エ ○ … 60%位の自信で○だと思う

オ ○ … 50%位の自信で○だと思う

1 アエ    2 アオ    3 イウ    4 イオ    5 ウエ

A → 勉強の範囲は絞りこんでいるが、知識の精度が高い

B → いろいろなことを勉強はしているが、知識の精度が低い

問題を解くのに大切なことは「知識の広さ」ではなく「知識の正確性」!

A 知識が正確

→ 軸足となる肢を迅速かつ的確に判断でき、2つ3つの肢で解答できる。  
特に、「午後科目」で求められる対応である。

B 知識が不正確

→ 上記のような解法・対応が出来ない。

## 6 「実践力 PowerUp 講座」の特徴

### (1) メインテキスト

→ 明確なランク分け

- ・ Aランク論点 → マーキング
- ・ Bランク論点 → ○印
- ・ Cランク論点 → カットの斜線

### (2) 過去問レジュメ

→ メインテキストにリンクした肢別過去問レジュメ

## 実践力 PowerUp 講座 「択一編」テキスト サンプル

### 第2節 株主総会以外の機関の設置

#### 一 必須機関（取締役）

株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない（会326Ⅰ）。

#### 二 任意機関（取締役会等）

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる（会326Ⅱ）。



#### ワンポイント解説

機関の設置が会社法 327 条・328 条により強制されるものであっても、当該機関を設置する旨の定款の定めをしなければ、当該機関を設置することはできず、その選任をすることもできない（会 326Ⅱ）。

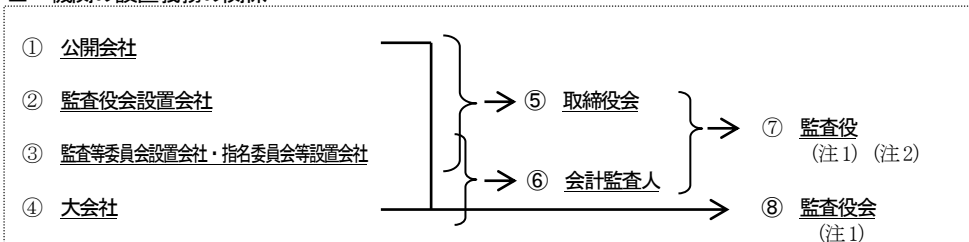
逆に取締役会設置が強制されている株式会社は、定款に定めがなくても、取締役会設置会社には該当する。

#### 三 取締役会の設置義務等

株主総会と取締役以外の機関は原則として任意機関であるが、一定の場合に一定の機関の設置が義務づけられる場合がある（会327・328）。

また、取締役会設置会社においては、取締役の員数は3人以上であることを要する（会 331Ⅴ）。この制限を守る限り、定款をもってその最高・最低員数を定めてもよい。

#### ■ 機関の設置義務の関係



(注1) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社には、監査役（会）を置くことはできない（会 327Ⅳ）。

(注2) 取締役会設置会社であっても、非公開会社である会計参与設置会社については、監査役を置く必要はない（会 327Ⅱ但書）。

### ■ 株式会社の機関設計

|          | 機関名             | 任意機関について設置義務が発生する場合                                                                                                               |
|----------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必須<br>機関 | 株主総会            |                                                                                                                                   |
|          | 取締役             |                                                                                                                                   |
| 任意<br>機関 | 取締役会            | ① <u>公開会社</u><br>② <u>監査役会設置会社</u><br>③ <u>監査等委員会設置会社</u><br>④ <u>指名委員会等設置会社</u> (会 327 I)                                        |
|          | 監査役<br>(注 1)    | ① <u>取締役会設置会社 (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)</u> (会 327 II 本文) (注 2)<br>② <u>会計監査人設置会社 (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)</u> (会 327 III) |
|          | 監査役会<br>(注 1)   | ① <u>公開会社である大会社 (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)</u> (会 328 I) [28-30-I]                                                              |
|          | 会計<br>監査人       | ① <u>監査等委員会設置会社</u> (会 327 V)<br>② <u>指名委員会等設置会社</u> (会 327 V) [28-30-I]<br>③ <u>大会社</u> (会 328 I II)                             |
|          | 会計参与            |                                                                                                                                   |
|          | 監査等委員会          |                                                                                                                                   |
|          | 指名委員会等<br>(注 3) |                                                                                                                                   |

(注 1) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない (会 327 IV)。

(注 2) 取締役会設置会社 (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。) であっても、非公開会社である会計参与設置会社については、監査役を置く必要はない (会 327 II 但書)。

(注 3) 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない (会 327 VI)。

### ■ 関連知識 ■

- ☐ 事業年度末日において大会社に該当するか否かを判断し、当該事業年度に係る定時株主総会において、大会社になる。 [28-30-7]
- ☐ 非公開会社で大会社は取締役会を置かなくてもよい。 [28-30-5]

**実践力 PowerUp 講座** **過去問レジュメ** **サンプル****【株式会社の機関設計】**

A□ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない会計監査人設置会社は、監査役を置くことを要しないが、定款の定めによって、監査役を置くことができる。× [司 21-44-エ]

会計監査人設置会社 → 「監査役」を置かなければならない

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

会計監査人設置会社は、当該会計監査人設置会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、監査役会を置かなければならない。× [司 22-41-イ]

会計監査人設置会社 → 「監査役」を置かなければならない

□ 会社法上の公開会社であり、かつ、大会社である会計参与設置会社は、監査役会を置かなければならない。× [28-30-エ]

ひっかけ その会社が指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社の場合は、監査役会を置くことができない

A□ 会社法上の公開会社でない大会社は、監査役会を置くことを要しないが、定款の定めによって、監査役会を置くことができる。○ [司 21-44-ア]

そのとおり

A□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

会社法上の公開会社である大会社は、取締役会を置かなければならず、かつ、当該大会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、監査役会も置かなければならない。○ [司 22-41-エ]

そのとおり

A□ 大会社でない指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かないことができる。× [28-30-イ]

指名委員会等設置会社 → 会計監査人の設置義務あり

A□ 大会社には、会計監査人を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-5]

大会社 → 会計監査人の設置義務あり

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

会社法上の公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。○ [司 22-41-ウ]

大会社 → 会計監査人の設置義務あり

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

監査等委員会又は指名委員会等設置会社は、大会社であることを要しないが、会社法上の公開会社でなければならない。× [司 22-41-オ]

大会社であることも要しないし、公開会社であることも要しない

A□ 大会社でない株式会社が事業年度の途中において募集株式を発行したことによって資本金の額が5億円以上となった場合には、当該株式会社は、資本金の額が5億円以上となった時から大会社となる。× [28-30-ア]

資本金の額が5億円以上計上された貸借対照表が定時株主総会で承認された時から大会社となる

A□ 会社法上の公開会社でない大会社は、取締役会を置かなければならない。× [28-30-ウ]

公開会社でない → 取締役会の設置義務なし

実践力 PowerUp 講座 **確認テスト** サンプル

【令和〇年〇月〇日実施】

以下の問いに「○」か「×」で解答せよ。

01 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が募集株式を発行する場合には、株主に株式の割当てを受ける権利を与えるときであって、かつ、定款に決定機関を取締役会とする定めがあるときを除き、株主総会の特別決議を要する。 [司 19-39-7]

02 会社法上の公開会社における募集株式の発行に関して  
会社が譲渡制限株式である募集株式の引受けの申込みをした者の中から当該募集株式の割当てを受ける者を定める場合には、その決定は、取締役会の決議によらなければならない。 [25-28-7]

(中 略)

09 累積投票によって選任された取締役の解任及び監査役の解任を株主総会の決議によって行う場合には、いずれも特別決議によって行う。 [19-31-1]

10 監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）に関して  
甲社の取締役は、監査役の解任を株主総会の目的とする場合には、監査役会の同意を得なければならない。 [21-29-1]

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |

|    |  |    |  |
|----|--|----|--|
| 氏名 |  | 得点 |  |
|----|--|----|--|



赤松式「10分実践雛形トレーニング」100題 **テキスト** サンプル

|                                                                                                         |                    |     |     |     |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----|-----|-----|-----|
|  <b>雛トレ</b><br>No. 075 | 根抵当権変更 根抵当権の三要素の変更 |     |     |     |     |
|                                                                                                         | トレーニング日            | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 |
|                                                                                                         | トレーニング成果           |     |     |     |     |

**問** 下記の【事実関係】等に基づいて、登記の【申請情報】を解答しなさい。

**【事実関係】**

- 株式会社Aの役員は、(代表)取締役Dの1名のみである。
- 株式会社Bの役員は、(代表)取締役Dの1名のみである。
- 株式会社Cの役員は、(代表)取締役Dの1名のみである。
- その他、別紙1及び別紙2に現れているとおりである。
- 甲土地及び乙建物は、同一の地方法務局の管轄に属している。

添付情報は、解答を要しないが、「承諾証明情報」のみ具体的に誰のものを提供することになるのか「承諾証明情報(何某)」の要領で記載しなさい。

**【甲土地の登記記録】(抜粋)**

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) |       |                   |                                                 |
|----------------------|-------|-------------------|-------------------------------------------------|
| 順位番号                 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号        | 権利者その他の事項                                       |
| 2                    | 所有権移転 | 令和2年8月7日<br>第887号 | 原因 令和2年8月7日売買<br>所有者 【住所省略】 株式会社B<br>【法人識別事項省略】 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) |        |                   |                                                                                                   |
|---------------------------|--------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 順位番号                      | 登記の目的  | 受付年月日・受付番号        | 権利者その他の事項                                                                                         |
| 1                         | 根抵当権設定 | 令和2年8月7日<br>第888号 | 原因 令和2年8月7日設定<br>極度額 金5000万円<br>債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権<br>債務者 【住所省略】 株式会社B<br>根抵当権者 【住所省略】 株式会社X銀行 |

**【乙建物の登記記録】(抜粋)**

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) |       |                    |                                |
|----------------------|-------|--------------------|--------------------------------|
| 順位番号                 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号         | 権利者その他の事項                      |
| 1                    | 所有権保存 | 令和8年6月15日<br>第666号 | 所有者 【住所省略】 株式会社A<br>【法人識別事項省略】 |

## 別紙 1

## 根抵当権変更契約書

令和 8 年 6 月 27 日

【関係当事者全員が適式に署名し、押印しているものとする。】

根抵当権者株式会社X銀行と所有者（根抵当権設定者）株式会社Bとは、下記不動産の1番根抵当権（令和2年8月7日〇〇地方法務局受付第888号）について、次のとおり債務者を変更する契約を締結した。

変更前 債務者 【住所省略】 株式会社B

変更後 債務者 【住所省略】 株式会社C

(中 略)

不動産の表示

【不動産の表示として、甲土地が記載されているものとする。】

## 別紙 2

## 根抵当権追加設定契約書

令和 8 年 6 月 27 日

【関係当事者全員が適式に署名し、押印しているものとする。】

根抵当権者株式会社X銀行と所有者（根抵当権設定者）株式会社Aとは、下記既登記物件の1番根抵当権（令和2年8月7日〇〇地方法務局受付第888号）の追加担保として、下記追加物件について、次のとおり共同根抵当権を設定する契約を締結した。

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 1 極度額    | 金 5000 万円       |
| 2 債権の範囲  | 銀行取引 手形債権 小切手債権 |
| 3 元本確定期日 | 定めない            |
| 4 債務者    | 【住所省略】 株式会社C    |

(中 略)

既登記物件の表示

【不動産の表示として、甲土地が記載されているものとする。】

追加物件の表示

【不動産の表示として、乙建物が記載されているものとする。】

**答** 【申請情報】1件目

… 雛形 No. 143

|       |                |                                              |
|-------|----------------|----------------------------------------------|
| 登記の目的 |                | 1 番根抵当権変更                                    |
| 申請事項等 | 登記原因<br>及びその日付 | 令和8年6月27日変更                                  |
|       | 上記以外の<br>申請事項等 | 変更後の事項 債務者 株式会社C<br>権利者 株式会社X銀行<br>義務者 株式会社B |
| 添付情報  |                | 承諾証明情報（株式会社B） … 200                          |
| 登録免許税 |                | 金 1000 円                                     |

## 【申請情報】2件目

… 雛形 No. 136

|       |                |                                                                                   |
|-------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 登記の目的 |                | 共同根抵当権設定（追加）                                                                      |
| 申請事項等 | 登記原因<br>及びその日付 | 令和8年6月27日設定                                                                       |
|       | 上記以外の<br>申請事項等 | 極度額 金 5000 万円<br>債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権<br>債務者 株式会社C<br>根抵当権者 株式会社X銀行<br>設定者 株式会社A |
| 添付情報  |                | 承諾証明情報（株式会社A） … 201                                                               |
| 登録免許税 |                | 金 1500 円（登録免許税法第 13 条第 2 項）                                                       |

## ＝ 赤松講師のセレクト重要論点 ＝

- 200 令和8年6月27日に、株式会社X銀行と株式会社Bとの間で、株式会社Bが所有する不動産に設定された根抵当権につき、債務者を株式会社Bから株式会社Cに変更する契約が締結されているが、株式会社Cの代表取締役Dが株式会社Bの取締役であることから、当該契約は、株式会社Bにとって利益相反取引に該当する。
- 201 令和8年6月27日に、株式会社X銀行と株式会社Aとの間で、株式会社Aが所有する不動産に対し、債務者を株式会社Cとする共同根抵当権追加設定契約が締結されているが、株式会社Cの代表取締役Dが株式会社Aの取締役であることから、当該契約は、株式会社Aにとって利益相反取引に該当する。

## ＝ 赤松講師のセレクト関連雛形 ＝

|                     | 雛形 No. 144<br>極度額の変更                                        | 雛形 No. 145<br>債権の範囲の変更 | 雛形 No. 143<br>債務者の変更 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------|
| 登記の目的               | 何番根抵当権変更 (注1)                                               |                        |                      |
| 原 因                 | 年月日変更 (注2) (注3)                                             |                        |                      |
| 登 記 事 項             | 変更後の事項<br>極度額 金何円                                           | 変更後の事項<br>債権の範囲 ○○     | 変更後の事項<br>債務者 何某     |
| 権 利 者               | 根抵当権者 or 設 定 者 (注4)                                         |                        |                      |
| 義 務 者               | 設 定 者 or 根抵当権者 (注4)                                         |                        |                      |
| 利害関係人の承諾書<br>(効力要件) | ○                                                           | ×                      | ×                    |
| 登録免許税               | 原則：不動産1個につき 金1000円 (注5)<br>例外：極度額の増額変更の場合は、増加した極度額 × 4/1000 |                        |                      |
| 登記の実行               | 付記登記                                                        |                        |                      |

(後 略)

## ＝ 赤松講師のブラッシュアップ講義 ＝

根抵当権の極度額・債権の範囲・債務者・確定期日の変更については、次の【図表】で各制度を比較しながらマスターしましょう。

【図表】 極度額・債権の範囲・債務者・確定期日の変更

|               | 極度額の変更<br>(民 398 条の 5)                                                                                                                                                           | 債権の範囲の変更<br>(民 398 条の 4) | 債務者の変更<br>(民 398 条の 4) | 確定期日の変更<br>(民 398 条の 6) |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|
| 変更契約の<br>当事者  | 根抵当権者と根抵当権設定者                                                                                                                                                                    |                          |                        |                         |
| 変更可能<br>時 期   | 元本確定前後                                                                                                                                                                           | 元本確定前のみ<br>(注 1)         | 元本確定前のみ<br>(注 1)       | 元本確定前のみ<br>(注 2)        |
| 利害関係人の<br>承諾  | 必要 (効力要件)<br>(注 3)                                                                                                                                                               | 不要                       | 不要                     | 不要                      |
| 共同根抵当権<br>の場合 | すべての不動産について「極度額」「債権の範囲」「債務者」の変更の登記をしなければ、その効力を生じない (民 398 条の 17 1 項)。(注 4)                                                                                                       |                          |                        | 左の制限なし                  |
| 根抵当権で担保される債権  | (a) 債権の範囲の変更<br>→ 新たな債権の範囲に属する債権は、次のいずれも担保される。<br>① 債権の範囲の変更前に発生した債権<br>② 債権の範囲の変更後に発生した債権<br>(b) 債務者の変更<br>→ 新たな債務者に対する債権は、次のいずれも担保される。<br>① 債務者の変更前に発生した債権<br>② 債務者の変更後に発生した債権 |                          |                        |                         |

(後 略)

|                                                                                                           |                 |     |     |     |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|
|  <b>難トレ</b><br>No. 068-1 | 社外取締役又は社外監査役の要件 |     |     |     |     |
|                                                                                                           | トレーニング日         | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 |
|                                                                                                           | トレーニング成果        |     |     |     |     |

**問** 下記の各問に答えなさい（今回は【申請書】の作成はありません）。

なお、会社法上「親会社等」又は「子会社等」とされている部分について、より容易な整理を行うため、単に「親会社」又は「子会社」としている。

**問0 「業務執行取締役等」とは何か、答えなさい。**

**問1 社外取締役の過去要件について、答えなさい。**

① 原則的な過去要件として、どのような地位であったことがないことが求められるか。

→ 過去10年間、その会社又は子会社の「 」であったことがないこと

② 次に、過去10年間、その会社又は子会社の「非業務執行取締役等（ここでは「取締役」「会計参与」「監査役」（業務執行取締役等を除く。）を指す。）であったことがある者については、どのような地位であったことがないことが求められるか。

→ その非業務執行取締役等への「就任時」から遡って、過去10年間、その会社又は子会社の「 」であったことがないこと

**問2 社外取締役の「親会社関係者」要件について、答えなさい。**

**問3 社外取締役の「兄弟会社関係者」要件について、答えなさい。**なお、「兄弟会社」とは、親会社の子会社を指す。

**問4 社外取締役の「近親者」要件について、答えなさい。**

答0 「業務執行取締役」「執行役」「支配人」「その他の使用人」(会2条15号イ)

以下、「業」の「ぎ」と「執」「支」「使」の「し」が3つで、「**ぎしさん**」(技師さん)と呼ぶ。

答1 ① 過去10年間、その会社又は子会社の「**ぎしさん**」であったことがないこと(会2条15号イ)

うちの会社では、技師さん(技術者)がたくさん必要なんだよ。

過去10年の間に、うちの会社で「**ぎしさん**」として働いてくれた人は、身内のようなものだよ。

② その非業務執行取締役等への「就任時」から遡って、過去10年間、その会社又は子会社の「**ぎしさん**」であったことがないこと(会2条15号ロ)

過去10年の間に、「**ぎしさん**以外」として働いてくれた人も、その就任前過去10年の間に、うちの会社で「**ぎしさん**」として働いてくれた人は、やっぱり身内のようなものだよ。

答2 親会社の「**としさん**」でないこと(会2条15号ハ)

「取締役」「執行役」「支配人」「その他の使用人」であるが、「取」の「と」と「執」「支」「使」の「し」が3つで、「**としさん**」と呼ぶ。

親会社の「**としさん**」は、よくうちの「社内」で見かけるね。社外の人とは思えないよ。

答3 兄弟会社の「**ぎしさん**」でないこと(会2条15号ニ)

兄弟会社の「**ぎしさん**」は、よくうちの会社を手伝ってくれるよね。身内のようなものだよ。

答4 その会社の「**としさん**」の「配偶者」又は「二親等内の親族」でないこと(会2条15号ホ)

※ 厳密には「近親者」要件としての「その他の使用人」は「その他の重要な使用人」に限られている。

うちの会社の「**としさん**」の「奥さん」「お子さん」「お孫さん」も、よくうちの「社内」で見かけるね。奥さんもお子さんもお孫さんも、身内のようなものだよ。

＝ 赤松講師のブラッシュアップ講義 ＝

上記以外に、「親会社等(自然人に限る。)(ex. その会社の議決権の過半数に当たる株式を個人で有する株主)」でないことや「親会社等(自然人に限る。)(ex. 同上)」の配偶者又は二親等内の親族」でないことも社外取締役の要件に含まれています(会2条15号ハホ)。

## 実践力 PowerUp 講座 「記述編」テキスト サンプル

## 不動産登記法 第1問 問題

以下の（設例）に基づき、後記の問1から問6までに答えなさい。

## （設例）

- 1 令和7年2月2日、別紙1の登記がされている建物（以下「甲建物」という。）及び別紙2の登記がされている土地（以下「乙土地」という。甲建物及び乙土地を合わせて「本件不動産」という。）について、司法書士法務太郎は、後記【事実関係】1から5までに基づいて行うべき登記の申請手続について関係当事者全員から聴取及び確認を行い、当該【事実関係】に基づいて本件不動産の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、関係当事者全員から、所要の手続についての助言及び登記原因証明情報等不動産登記申請手続に必要な添付情報の起案のほか、本件不動産について必要となる登記の申請手続等について代理して申請をすることの委任を受け、同日、司法書士法務太郎は、依頼に係る登記の申請を行った。
- 2 令和7年4月4日、司法書士法務太郎は、後記【事実関係】6から11までに基づいて行うべき登記の申請手続について関係当事者全員から聴取及び確認を行い、当該【事実関係】に基づいて本件不動産の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、関係当事者全員から、所要の手続についての助言及び登記原因証明情報等不動産登記申請手続に必要な添付情報の起案のほか、本件不動産について必要となる登記の申請手続等について代理して申請をすることの委任を受け、同日、司法書士法務太郎は、依頼に係る登記の申請を行った。
- 3 令和7年6月30日、司法書士法務太郎は、後記【事実関係】10、12から14までに基づいて行うべき登記の申請手続について関係当事者全員から聴取及び確認を行い、当該【事実関係】に基づいて本件不動産の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、関係当事者全員から、所要の手続についての助言及び登記原因証明情報等不動産登記申請手続に必要な添付情報の起案のほか、本件不動産について必要となる登記の申請手続等について代理して申請をすることの委任を受け、同日、司法書士法務太郎は、依頼に係る登記の申請を行った。  
また、令和7年6月30日、司法書士法務太郎は、後記【事実関係】15に基づいて、どのような登記をするべきであるかのアドバイスをを行った。

（後 略）



## 不動産登記法 第1問 解答・解説

## 第1欄

|       |             |                          |   |
|-------|-------------|--------------------------|---|
| ( ① ) | 株式会社あきた銀行 ※ | ※ 株式会社おおだて銀行と記載しても、減点しない | 1 |
| ( ② ) | A           |                          | 1 |
| ( ③ ) | 株式会社あきた銀行 ※ | ※ 株式会社おおだて銀行と記載しても、減点しない | 1 |
| ( ④ ) | B           |                          | 1 |

## 第2欄

(1)

|                       |                |                                                              |   |
|-----------------------|----------------|--------------------------------------------------------------|---|
| 登記の目的                 |                | 所有権移転                                                        | 2 |
| 申<br>請<br>事<br>項<br>等 | 登記原因<br>及びその日付 | 令和7年1月31日財産分与                                                | 2 |
|                       | 上記以外の<br>申請事項等 | 権利者 B<br>義務者 A                                               | 1 |
| 添付情報                  |                | イ、コ、セ、テ、ヌ                                                    | 3 |
| 登録免許税                 |                | 金 30 万円 ※ <span style="float:right">※ 1500 万円×20／1000</span> | 1 |

(2)

|                       |                |                                                                                                     |   |
|-----------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 登記の目的                 |                | 2 番抵当権変更                                                                                            | 2 |
| 申<br>請<br>事<br>項<br>等 | 登記原因<br>及びその日付 | 令和 7 年 2 月 1 日債務者更改による新債務担保                                                                         | 2 |
|                       | 上記以外の<br>申請事項等 | 債権額 金 500 万円<br>利息 年 5%<br>損害金 年 10%<br>債務者 大館市おおだて町 100 番地 B<br>権利者 株式会社あきた銀行<br>義務者 B             | 2 |
| 添付情報                  |                | ウ、キ、ツ（Bが甲建物甲区2 番及び乙土地甲区3 番で通知を受けたもの ※1)<br><br>※1 同趣旨であれば正解とする<br>※2 抵当権の債務者の変更の登記であるから、印鑑証明書の提供は不要 | 3 |
| 登録免許税                 |                | 金 2000 円                                                                                            | 1 |

(後 略)

**1**ー1 財産分与**【事実関係】**

- 1 A（住所 大館市おおだて町 100 番地）は甲建物及び乙土地の所有権の登記名義人であり、B（住所 大館市おおだて町 100 番地）はその配偶者であった。
- 2 令和 7 年 1 月 20 日、A と B との間で、別紙 3 のとおり、財産分与の協議が成立した。
- 3 令和 7 年 1 月 31 日、A と B は、大館市長宛てに戸籍法に基づく離婚の届出を行い、同日、同届出は適法に受理された。

**(1) 事実関係**

→ 上記**【事実関係】**から財産分与の事実がわかるので、所有権移転の登記を申請する。

**(2) なすべき登記**

→ 「令和 7 年 1 月 31 日財産分与」を原因として、「所有権移転」の登記を申請する。

**■関連知識■**

- 協議による財産分与は、原則として、離婚後協議が成立したときに効力が生じることとなるが、離婚届出前に協議がされたときは離婚を条件に効力を生じることになるため、協議離婚の届出の日に効力が生じることになる（登研 490 号、同 526 号）。

（後 略）

## 商業登記法 第1問 問題

司法書士法務花子は、令和7年3月31日に事務所を訪れた株式会社やわたはまの代表者から、別紙1から別紙5までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙8のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務花子は、株式会社やわたはまの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務花子は、令和7年7月1日に事務所を訪れた株式会社やわたはまの代表者から、別紙6及び別紙7の書類のほか、令和7年3月31日の依頼に係る登記が完了した後の同社の履歴事項全部証明書その他の登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務花子は、株式会社やわたはまの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務花子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年4月1日及び同年7月2日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 令和7年4月1日に司法書士法務花子が申請した登記うち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 令和7年7月2日に司法書士法務花子が申請した登記うち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 株式会社やわたはまの代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項(法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。)がある場合には、当該事項及びその理由を答案用紙の第3欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、答案用紙の第3欄【登記することができない事項】部分に「なし」と記載しなさい。

(後 略)

## 商業登記法 第1問 解答・解説

## 第1欄

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 【登記の事由】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 4  |
| 取締役、代表取締役及び監査役の変更<br>資本金の額の減少<br>募集株式の発行<br>監査役会設置会社の定め廃止                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |
| 【登記すべき事項】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 16 |
| 令和7年2月10日取締役D辞任<br>同日代表取締役D退任<br><br>令和7年2月11日次の者重任<br>取締役 A<br>取締役 B<br>取締役 C<br>愛媛県八幡浜市八幡浜10番地<br>代表取締役 A<br><br>同日監査役（社外監査役）I及びJにつき監査役会設置会社の定め廃止により変更<br>監査役 I<br>監査役 J<br><br>令和7年3月25日変更<br>資本金の額 金5000万円<br><br>同日次のとおり変更 ※<br>発行済株式の総数 12000株<br>発行済各種の株式の数 普通株式 9000株<br>A種優先株式 3000株<br>資本金の額 金8000万円<br><br>令和7年2月11日監査役会設置会社の定め廃止<br><br>※「発行済株式の総数並びに種類及び数」の柱書を記載しても、誤りとしな |    |

(後 略)

**1 取締役Dの辞任の登記****(1) 事実関係**

- Dは、管轄家庭裁判所により保佐開始の審判を受け、令和7年1月30日、同審判は確定した。
- Dについて、令和7年2月10日付で取締役を辞任する旨の意思表示がなされ、同日、株式会社やわたはまに辞任届が提出され、同社はこれを受理した。なお、当該辞任届には、Dが登記所に届け出ている印鑑は押印されていない。

**(2) なすべき登記**

- 「令和7年2月10日取締役D辞任」  
「同日代表取締役D退任」の登記を申請する。

**(3) 添付書面**

- Dの辞任届 1通（注1）  
Dの印鑑証明書 1通（注2）

（注1） 被保佐人Dは自ら辞任の意思表示をすることができる。

（注2） Dは登記所に印鑑を届け出ている取締役であるが、辞任届にはDが登記所に届け出ている印鑑は押印されていないので、辞任届にはDが市町村に登録している印鑑を押印し、市町村長作成の印鑑証明書を添付しなければならない。

（後 略）

## 実践力 Power Up 講座 学習スケジュール

7月スケジュール案【択一】**通学**

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木           | 金  | 土           |
|----|----|----|----|-------------|----|-------------|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23          | 24 | 25          |
|    |    |    |    |             |    | 民法1<br>(新宿) |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30          | 31 |             |
|    |    |    |    | 民法1<br>(梅田) |    |             |

## 【択一メインテキスト — 昨年テキストのページ数をベースにした1コマあたりの進度】

民法 約50ページ、 不登 約55ページ、 会社 約55ページ、 商登 約60ページ

民訴他 約55ページ、 供託他 約55ページ、 憲法 約60ページ、 刑法 約70ページ

時間が取れる方、時間が取れない方 → 講義で進んだ範囲のAランクBランク論点復習

## 【過去問レジュメ】

時間が取れる方 → 講義で進んだ範囲の全肢目標

時間が取れない方 → Aランク肢に絞る

## 【スケジュール例】

土曜日の講義の復習 → 日曜日

木曜日の講義の復習 → 金曜日

月・火・水曜日 → 予備日

8月スケジュール案【択一】通学

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土            |
|----|----|----|----|------|----|--------------|
|    |    |    |    |      |    | 1            |
|    |    |    |    |      |    | 民法2<br>民法3   |
| 2  | 3  | 4  | 5  | 6    | 7  | 8            |
|    |    |    |    | 民法4  |    | 民法5<br>民法6   |
| 9  | 10 | 11 | 12 | 13   | 14 | 15           |
|    |    |    |    | 民法7  |    | 民法8<br>民法9   |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20   | 21 | 22           |
|    |    |    |    | 民法10 |    | 民法11<br>民法12 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27   | 28 | 29           |
|    |    |    |    | 民法13 |    | 民法14<br>民法15 |

9月スケジュール案【択一】通学

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土            |
|----|----|----|----|------|----|--------------|
|    |    | 1  | 2  | 3    | 4  | 5            |
|    |    |    |    | 民法16 |    | 民法17<br>民法18 |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10   | 11 | 12           |
|    |    |    |    | 民法19 |    | 民法20<br>不登1  |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17   | 18 | 19           |
|    |    |    |    | 不登2  |    | 不登3<br>不登4   |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24   | 25 | 26           |
|    |    |    |    | 不登5  |    | 不登6<br>不登7   |



10月スケジュール案【択一】通学

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土            |
|----|----|----|----|------|----|--------------|
|    |    |    |    | 1    | 2  | 3            |
|    |    |    |    | 不登8  |    | 不登9<br>不登10  |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8    | 9  | 10           |
|    |    |    |    | 不登11 |    | 不登12<br>不登13 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15   | 16 | 17           |
|    |    |    |    | 不登14 |    | 不登15<br>不登16 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22   | 23 | 24           |
|    |    |    |    | 会社1  |    | 会社2<br>会社3   |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29   | 30 | 31           |
|    |    |    |    | 会社4  |    | 会社5<br>会社6   |

11月スケジュール案【択一】通学

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土           |
|----|----|----|----|------|----|-------------|
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5    | 6  | 7           |
|    |    |    |    | 会社7  |    | 会社8<br>会社9  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12   | 13 | 14          |
|    |    |    |    | 会社10 |    | 会社11<br>商登1 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19   | 20 | 21          |
|    |    |    |    | 商登2  |    | 商登3<br>商登4  |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26   | 27 | 28          |
|    |    |    |    | 商登5  |    | 商登6<br>商登7  |

12月スケジュール案【択一】通学

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土            |
|----|----|----|----|------|----|--------------|
|    |    | 1  | 2  | 3    | 4  | 5            |
|    |    |    |    | 商登8  |    | 商登9<br>商登10  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10   | 11 | 12           |
|    |    |    |    | 民訴他1 |    | 民訴他2<br>民訴他3 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17   | 18 | 19           |
|    |    |    |    | 民訴他4 |    | 民訴他5<br>民訴他6 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24   | 25 | 26           |
|    |    |    |    | 民訴他7 |    | 民訴他8<br>民訴他9 |

1月スケジュール案【択一】通学

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土            |
|----|----|----|----|------|----|--------------|
| 3  | 4  | 5  | 6  | 7    | 8  | 9            |
|    |    |    |    | 供託他1 |    | 供託他2<br>供託他3 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14   | 15 | 16           |
|    |    |    |    | 憲法1  |    | 憲法2<br>憲法3   |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21   | 22 | 23           |
|    |    |    |    | 憲法4  |    | 刑法1<br>刑法2   |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28   | 29 | 30           |
|    |    |    |    | 刑法3  |    | 刑法4          |

## 8月スケジュール案【択一】通信

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木   | 金  | 土          |
|----|----|----|----|-----|----|------------|
| 2  | 3  | 4  | 5  | 6   | 7  | 8          |
|    |    |    |    |     |    | 民法1        |
| 9  | 10 | 11 | 12 | 13  | 14 | 15         |
|    |    |    |    |     |    | 民法2<br>民法3 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20  | 21 | 22         |
|    |    |    |    | 民法4 |    | 民法5<br>民法6 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27  | 28 | 29         |
|    |    |    |    | 民法7 |    | 民法8<br>民法9 |

9月スケジュール案【択一】通信

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土            |
|----|----|----|----|------|----|--------------|
|    |    | 1  | 2  | 3    | 4  | 5            |
|    |    |    |    | 民法10 |    | 民法11<br>民法12 |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10   | 11 | 12           |
|    |    |    |    | 民法13 |    | 民法14<br>民法15 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17   | 18 | 19           |
|    |    |    |    | 民法16 |    | 民法17<br>民法18 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24   | 25 | 26           |
|    |    |    |    | 民法19 |    | 民法20<br>不登1  |

## 10月スケジュール案【択一】通信

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土            |
|----|----|----|----|------|----|--------------|
|    |    |    |    | 1    | 2  | 3            |
|    |    |    |    | 不登2  |    | 不登3<br>不登4   |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8    | 9  | 10           |
|    |    |    |    | 不登5  |    | 不登6<br>不登7   |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15   | 16 | 17           |
|    |    |    |    | 不登8  |    | 不登9<br>不登10  |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22   | 23 | 24           |
|    |    |    |    | 不登11 |    | 不登12<br>不登13 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29   | 30 | 31           |
|    |    |    |    | 不登14 |    | 不登15<br>不登16 |

11月スケジュール案【択一】通信

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土           |
|----|----|----|----|------|----|-------------|
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5    | 6  | 7           |
|    |    |    |    | 会社1  |    | 会社2<br>会社3  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12   | 13 | 14          |
|    |    |    |    | 会社4  |    | 会社5<br>会社6  |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19   | 20 | 21          |
|    |    |    |    | 会社7  |    | 会社8<br>会社9  |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26   | 27 | 28          |
|    |    |    |    | 会社10 |    | 会社11<br>商登1 |



## 12月スケジュール案【択一】

通信

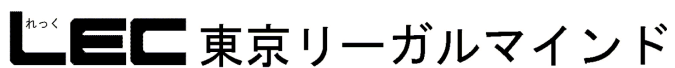
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土            |
|----|----|----|----|------|----|--------------|
|    |    | 1  | 2  | 3    | 4  | 5            |
|    |    |    |    | 商登2  |    | 商登3<br>商登4   |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10   | 11 | 12           |
|    |    |    |    | 商登5  |    | 商登6<br>商登7   |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17   | 18 | 19           |
|    |    |    |    | 商登8  |    | 商登9<br>商登10  |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24   | 25 | 26           |
|    |    |    |    | 民訴他1 |    | 民訴他2<br>民訴他3 |

## 1月スケジュール案【択一】通信

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木    | 金  | 土            |
|----|----|----|----|------|----|--------------|
| 3  | 4  | 5  | 6  | 7    | 8  | 9            |
|    |    |    |    | 民訴他4 |    | 民訴他5<br>民訴他6 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14   | 15 | 16           |
|    |    |    |    | 民訴他7 |    | 民訴他8<br>民訴他9 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21   | 22 | 23           |
|    |    |    |    | 供託他1 |    | 供託他2<br>供託他3 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28   | 29 | 30           |
|    |    |    |    | 憲法1  |    | 憲法2<br>憲法3   |

## 2月スケジュール案【択一】通信

| 日 | 月 | 火 | 水  | 木   | 金  | 土          |
|---|---|---|----|-----|----|------------|
|   | 1 | 2 | 3  | 4   | 5  | 6          |
|   |   |   |    | 憲法4 |    | 刑法1<br>刑法2 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11  | 12 | 13         |
|   |   |   |    | 刑法3 |    | 刑法4        |



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

SU26154